

令和6年度化学物質管理強調月間

2025（令和7）年2月1日～28日

化学物質管理強調月間スローガン

正しく管理 正しく理解
化学物質と向き合おう

リスクアセスメントや総点検の実施等、化学物質管理活動へのご協力をお願いします！

「化学物質管理強調月間」は、産業界における自律的な化学物質管理活動を推進するとともに、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚及び化学物質管理活動の定着を図るため、令和6年度から創設されました。

化学物質管理強調月間（2月1日～28日）に実施する事項

- ・製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認
- ・特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石棉障害予防規則の遵守の徹底
- ・ラベル表示・安全データシート（SDS）交付、リスクアセスメントの実施等
 - a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS 交付等の状況の確認
 - b SDS 等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
 - c ラベル・SDS の内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
 - d 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
 - e 皮膚接触や眼への飛散による葉傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や、汚染時の洗浄を含む、化学物質の取扱上の注意事項の確認
 - f 特殊健康診断等による健康管理の徹底
 - g 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
 - h 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底
- ・化学物質管理者の選任状況の確認
- ・日常の化学物質管理の総点検
- ・事業者又は化学物質管理者による職場巡視
- ・スローガン等の掲示
 - スローガンは、必要に応じて以下より選択
 - ・正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう
 - ・危険知り 管理を徹底化学物質 みんなで守れ安心職場
 - ・目に見えないからこそ実施しよう 化学物質のリスクアセスメント
 - ・化学物質に潜む危険 知って対策 慣れた作業も総点検
- ・有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ・化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会






協力連携 経済産業省、環境省

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、
林業・木材製造業労働災害防止協会

化学物質の自律的な管理に関する自主点検表



✓ が見つからない場合は、解説 やリンク先の情報等を参照して確認をしましょう。

<p>① 事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（RA）対象物であるかを把握していますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>解説 化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。</p> <p>令和6年4月1日時点のRA対象物はこちらのリストをご覧ください。</p> <p>また、令和7年4月1日に約700物質、令和8年4月1日に約800物質が追加される予定です。追加物質については、以下の一覧表を確認してください。</p> <p>労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付等の義務対象物質一覧</p> <p>R6. 4. 1 時点 </p> <p>R7, R8 追加分 </p>	
<p>② 化学物質管理者を選任していますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>解説 令和6年4月1日からRA対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。</p> <p>化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。</p> <p>化学物質管理者の選任については、以下のQ&Aの10ページに記載のNo. 2-1-1, 2-2-2をご確認ください。</p> <p>化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A</p> <p></p>	
<p>③ RAを実施していますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>解説 リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。</p> <p>下のQ&Aも参照してください。</p> <p>Q1-1 なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか。</p> <p>Q1-2 リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか。</p> <p>厚生労働省では、RAの実施を支援するため業種別マニュアルの作成を進めています。次のマニュアルに従ってRAを実施した場合は、右上の□に✓をつけてください。</p> <p>建設業における化学物質取り扱い作業におけるリスク管理マニュアル</p> <p>Q&A  マニュアル </p>	

<p>④ R Aの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>解説 法令に講ずべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。</p> <p>下の Q&A も参照してください。</p> <p>Q12-1 リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務か。</p> <p>Q12-2 リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか。</p> <p>③のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合は、右上の □ に ✓ をつけてください。</p>	
<p>⑤ 安全データシート（SDS）とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>解説 化学物質を取り扱う労働者が常時 SDSを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。</p> <p>下の Q&A も参照してください。</p> <p>Q15-1 入手したSDSを労働者に周知しなければならないか。</p> <p>Q15-2 ラベルやSDSの記載内容を労働者に教育する義務はあるか。</p>	
<p>⑥ （保護具を使用している場合） 保護具着用管理責任者を選任していますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>解説 保護具着用管理責任者の選任については、以下の Q&A の 11 ページ以降に記載の No. 2-2-1, 2-2-2 をご確認ください。</p> <p>化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A</p>	
<p>⑦ （化学物質の譲渡・提供を行っている場合） ラベル表示を行い、SDS等による通知を行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>解説 化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方に SDSの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。</p> <p>下の Q&A も参照してください。</p> <p>Q13-1 SDSはいつ交付しなければならないのか。</p> <p>Q13-2 ホームページでSDSを提供しても良いか。</p>	

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

ケミガイド

職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」では、化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内などを掲載しています。

- 職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」
<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



職場の化学物質管理「ケミサポ」

「ケミサポ」では、リスクアセスメント対象物質のCAS登録番号による簡易検索ができます。また、自律的な化学物質管理を進めるため、事業者が実施することを各ステップに分けて紹介しています。化学物質管理に関する用語集も掲載されており、これから初めて化学物質管理に取り組む事業者だけでなく、自律的な管理に不安を感じている事業者にも役立つ情報があります。

- 職場の化学物質管理総合サイト「ケミサポ」
<https://cheminfo.johas.go.jp/>



リスクアセスメント実施支援

化学物質のリスクアセスメントは、業種、事業場規模にかかわらず、SDS交付義務の対象となる化学物質（令和6年4月1日時点で896物質）の製造・取り扱いを行うすべての事業場に実施が義務付けられています。

「職場のあんぜんサイト」では、化学物質の専門的な知識が少ない方でも実施できるよう、コントロール・バンディングやCREATE-SIMPLE（クリエイト・シンプル）など様々なリスクアセスメント支援ツールを公開しています。

- 化学物質のリスクアセスメント実施支援（職場のあんぜんサイト）
<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anz/en/kag/ankgc07.htm>



化学物質管理に関する相談窓口

職場における化学物質管理に関する以下のような相談にお応えする窓口を設置しています。

- ・制度の内容に関する相談
- ・職場で使用する化学物質のラベルやSDSに関すること
- ・化学物質リスクアセスメントの実施方法等

- 「化学物質管理に関する相談窓口」のご案内（委託業務担当：テクノヒル株式会社）
<https://technohill.co.jp/telsoudan/>



化学物質管理セミナー

山口労働局では、建設業、清掃業、飲食業等の化学物質管理にあまり馴染みのない業種の方を対象とした初心者向けのオンラインセミナーを開催します。

また、経済産業省では、化学物質排出把握管理促進法（化管法）の概要やGHS・SDSの基礎に関するセミナーを開催します。

- 山口労働局化学物質管理強調月間セミナー
労働局説明会等受付サイト
(サイト内から参加申し込み可能)
<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/top>



- 経済産業省委託事業 化学物質管理セミナー2024
(委託事務局：一般社団法人環境情報科学センター)
<https://www.prtr-sds.go.jp/>



化学物質アドバイザー制度

化学物質アドバイザーは、化学物質に関する専門知識や、化学物質についての的確に説明する能力等を有する人材として、一定の審査を経て登録されている方々です。中立的な立場で化学物質に関する客観的な情報提供やアドバイスを行います。環境省では、化学物質アドバイザーを派遣する事業を試行しています。

- 化学物質アドバイザー（環境省HP）
<https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/>



山口産業保健総合支援センター

山口産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

労働衛生コンサルタント等の専門的知識を有する者もおり、化学物質管理に関する専門的相談や研修等の支援を行っています。

- 山口産業保健総合支援センター（さんぽセンター）
<https://www.yamaguchis.johas.go.jp/>



お問い合わせ先

化学物質の自律的管理に関する相談・お問い合わせは最寄りの労働基準監督署または山口労働局まで

- 最寄りの労働基準監督署
- ・下関・宇部・徳山・下松・岩国・山口・萩
- 山口労働局 健康安全課

- 山口労働局ホームページ
近くの労働基準監督署を探す
(住所・電話番号はこちらから確認できます)
<https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/kantoku.html>

